

日本年金機構における マイナンバーの利用等について

平成29年6月22日

厚生労働省年金局

日本年金機構

日本年金機構におけるマイナンバーの利用場面等



■ マイナンバーの取得



国民・事業主

年金関係の届書・申請書等にマイナンバーを記入し、提出していただく
【P4】



年金機構

マイナンバー法等の規定に基づき、J-LISからマイナンバーを取得する
【P5】



J-LIS

■ 機構がマイナンバーを利用する場面

- **マイナンバーによる年金関係の届出等** 【P4】



年金事務所

基礎年金番号が分からなくても、マイナンバーで年金関係の届出等を行うことが可能となる予定

- **氏名・住所変更届の省略・生存確認** 【P5】

J-LISから、マイナンバーをキーとして氏名・住所等の情報を取得することによって、被保険者・受給者や事業主からの氏名・住所変更届の提出を省略

- **国民年金の保険料の免除勧奨等** 【P9】

機構が自治体に対して、国民年金の保険料未納者に係る所得情報を照会することによって、**保険料免除や納付対象となる方を把握し、免除勧奨等を実施**（実施時期未定）

- **年金関係手続における住民票等の添付書類の省略** 【P9】



機構が関係機関に対し、住民票・税等の各種情報を照会することによって、**年金関係手続において必要だった住民票等の添付書類を省略**（実施時期未定）

■ 他機関がマイナンバーを利用する場面

- **税務署・自治体が行う税関係事務** 【P7,8】

年金給付を行う機構が、源泉徴収義務者等としてマイナンバーおよび年金額等を税務署・自治体に提供

- **協会けんぽが行う健康保険給付事務** 【P6】

高額療養費等に関する非課税証明書等の添付書類を省略（健康保険の適用・徴収業務を担う機構が協会けんぽに提供したマイナンバーにより所得を把握）

- **各種手当等の手続における年金関係の添付書類の省略** 【P9】

関係機関からの求めに応じ、機構が年金情報を提供することによって、**各種手当等の手続において必要だった年金関係の添付書類を省略**（実施時期未定）

- **生活保護等の事務における対象者の年金受給額等の確認** 【P9】

関係機関からの求めに応じ、機構が年金情報を提供することによって、**生活保護受給者等の年金受給額等の情報を確認**（実施時期未定）

日本年金機構での「マイナンバー」の取扱いについて

- ✓ 「マイナンバー」については、法律（マイナンバー法）に基づいて、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供を受けて管理しています。このため、お客様のお一人おひとりから、日本年金機構に「マイナンバー」をあらかじめお届けいただく必要はありません。
※ 今後、年金に関する各種届書にマイナンバー記入欄が設けられる予定です。
- ✓ ただし、海外在住されていたお客様などでこれまで「住民票コード」が付番されていなかった方や、日本年金機構にお届けいただいている住所と住民票上の住所が異なっている方などについては、今後、日本年金機構から郵送等で「マイナンバー」のお届けをお願いする予定ですので、ぜひご協力をお願いいたします。
- ✓ 「マイナンバー」については、法律（マイナンバー法）に定められた公的年金の業務の範囲内のみで利用するとともに、高いレベルのセキュリティ体制の中で、適切に管理しておりますのでご安心ください。

(日本年金機構がマイナンバーを活用する業務)

- ・ 基礎年金番号に代えて「マイナンバー」でも年金相談を受け付けます。
- ・ 今後、マイナンバーを活用してJ-LISから住所変更等の情報提供を受けることにより、年金受給者に加えて、被保険者からの住所変更届等の提出を不要とする予定です。



【参考】

マイナンバー法等の法令と
機構のマイナンバー利用等との関係

マイナンバー法等の法令と機構のマイナンバー利用との関係



年金業務におけるマイナンバー利用等

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者があ
る場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関
して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限
度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。
（※別表第一は前頁に抜粋記載しているため割愛）

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等処理するために必要があるときは、
本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

【ポイント】

日本年金機構は、別表第一に規定されている国民年金・厚生年金保険関係の事務処理に関して個人番号を利用することや、本人に対して個人番号の提供を求めることができる。

【イメージ図】

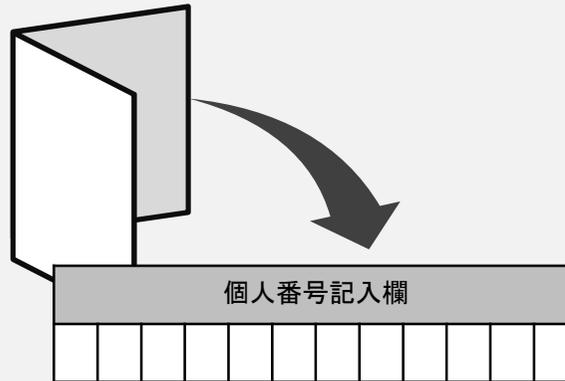
年金機構のデータベース



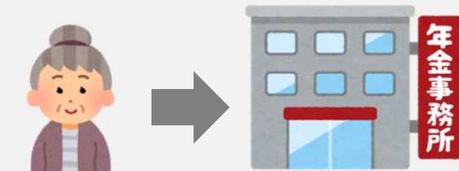
基礎年金番号や4情報等の情報と、マイナンバー情報を紐づけて管理

基礎年金番号/氏名/生年月日/住所

****-*****/ A / S35.1.1 /
****-*****/ B / S40.1.1 /
****-*****/ C / S45.1.1 /



基礎年金番号が分からなくても、マイナンバーで年金関係の届出が可能
（※引き続き基礎年金番号も利用可能）



必要な書類
マイナンバーカードのみで相談・照会が可能

年金手帳が手元になくても、マイナンバーカードで年金相談などが可能
（※引き続き年金手帳も利用可能）



J-LISからのマイナンバー等の情報の取得

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条（略）

2 **個人番号利用事務実施者**（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、**個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、機構に対し機構保存本人確認情報**（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

- ◇ 「機構」は、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を指している。
【マイナンバー法第2条第14項】
- ◇ 「機構保存本人確認情報」は、氏名・生年月日・性別・住所・個人番号(マイナンバー)・住民票コードとされている。
【住民基本台帳法第30条の9等】

■ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号） （国の機関等への本人確認情報の提供）

第三十条の九 **機構は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、第三十条の七第三項の規定により機構が保存する本人確認情報であつて同項の規定による保存期間が経過していないもの（以下「機構保存本人確認情報」という。）を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。**

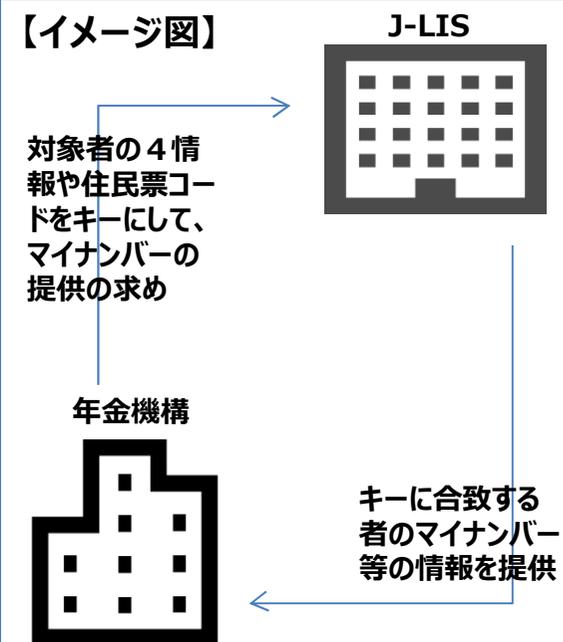
（※）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第3項及び第22条第1項の規定により読み替えられて適用される住民基本台帳法第30条の9を記載

- ◇ 日本年金機構は、「別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人」に該当する。

【ポイント】

日本年金機構は、事務処理に必要があるときに、J-LISに対して、マイナンバーを含む個人情報の提供を求めることが法律上認められている。

【イメージ図】



マイナンバー法等の法令と機構のマイナンバー利用等との関係



協会けんぽへのマイナンバー提供

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

別表第 1

一 厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項又は第二百三十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であつて主務省令で定めるもの
二 全国健康保険協会又は健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給、保健事業若しくは福祉事業の実施又は保険料等の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

■ 健康保険法（大正11年法律第70号）

(全国健康保険協会管掌健康保険)

第五条 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者（日雇特例被保険者を除く。次節、第五十一条の二、第六十三条第三項第二号、第五十条第一項、第七十二条第三号、第十章及び第十一章を除き、以下本則において同じ。）の保険を管掌する。

2 前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収（任意継続被保険者に係るものを除く。）並びにこれらに附帯する業務は、厚生労働大臣が行う。

(資格の得喪の確認)

第三十九条 被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては厚生労働大臣、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては当該健康保険組合をいう。第六十四条第二項及び第三項、第八十条第一項、第二項及び第四項並びに第八十一条第一項を除き、以下同じ。）の確認によって、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの、前条第一項の規定により市町村長が行うこととされたもの及び第二百四条の七第一項に規定するものを除く。）は、日本年金機構（以下「機構」という。）に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。（略）

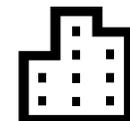
四 第三十九条第一項の規定による確認

【ポイント】

健康保険法令上、日本年金機構は協会けんぽ管掌の健康保険の資格得喪関係を、協会けんぽは同健康保険の給付関係をそれぞれ担っている。両者ともに、健康保険事務でマイナンバーを利用することができる者と位置づけられており、事務に必要なマイナンバーの情報共有を行っている。

【イメージ図】

年金機構



適用・徴収業務
で利用

被保険者の
マイナンバー

給付関係事務
で利用

協会けんぽ



マイナンバー法等の法令と機構のマイナンバー利用等との関係



税務署へのマイナンバー提出（源泉徴収票）

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第九条（略）

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは（中略）**所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、（中略）その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。**

■ 所得税法（昭和40年法律第33号）

（源泉徴収票）

第二百二十六条（略）

3 居住者に対し国内において第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する**公的年金等**（以下この章において「公的年金等」という。）の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、その年において支払の確定した公的年金等について、その公的年金等の支払を受ける者の各人別に源泉徴収票二通を作成し、その年の翌年一月三十一日までに、**一通を税務署長に提出し、他の一通を公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。**この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

■ 所得税法施行規則（昭和40年大蔵省令第11号）

（公的年金等の源泉徴収票）

第九十四条の二 居住者に対し国内において法第二百二十六条第三項（公的年金等の源泉徴収票）に規定する**公的年金等**（以下この条において「公的年金等」という。）の支払をする者は、同項の規定により、その公的年金等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、**一通をその公的年金等に係る所得税の法第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長（第一号イ及び第七号イ（1）において「所轄税務署長」という。）に提出し、他の一通をその公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。**

一 次に掲げる源泉徴収票の区分に応じそれぞれ次に定める事項

イ 所轄税務署長に提出する源泉徴収票 その公的年金等の支払を受ける者の氏名、生年月日、住所又は居所及び個人番号

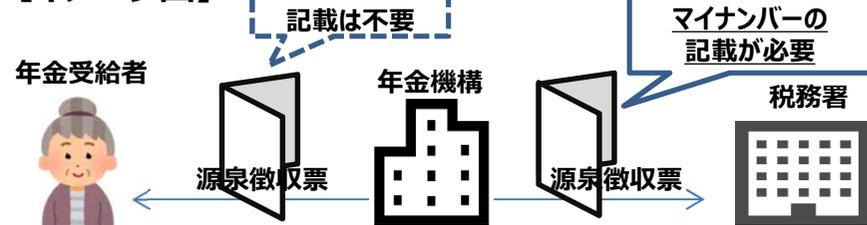
ロ 公的年金等の支払を受ける者に交付する源泉徴収票 その公的年金等の支払を受ける者の氏名、生年月日及び住所又は居所

（以下略）

【ポイント】

日本年金機構は、所得税法上、年金受給者のマイナンバーを源泉徴収票に記載して税務署に提出する必要がある。

【イメージ図】



マイナンバー法等の法令と機構のマイナンバー利用等との関係



市町村とのマイナンバー授受(個人住民税の特別徴収)

■ 地方税法 (昭和25年法律第226号)

(公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)

第三百二十一条の七の二 **市町村は、納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において老齢等年金給付(中略)の支払を受けている年齢六十五歳以上の者(中略)である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(中略)を(中略)老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収するものとする。(後略)**

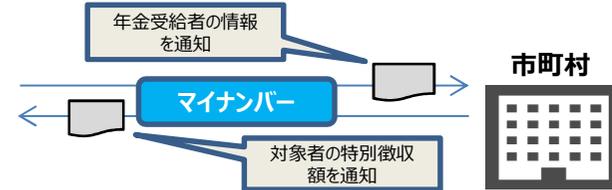
	①年金機構→市町村への通知(年金情報)	②市町村→年金機構への通知(特別徴収対象額)
地方税法 (昭和25年法律第226号)	(年金保険者による市町村に対する通知) 第三百二十一条の七の三 年度の初日において年齢六十五歳以上の者であつて老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)は、当該年度の初日の属する年の五月二十五日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者の氏名、住所、性別、生年月日その他総務省令で定める事項、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、当該老齢等年金給付の支払を受けている者が当該年度の初日において住所を有する市町村に通知しなければならない。	(年金所得に係る特別徴収税額の通知等) 第三百二十一条の七の五 市町村は、第三百二十一条の七の二第一項の規定により年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合においては、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額その他総務省令で定める事項を、当該特別徴収対象年金所得者に対しては第三百二十条の各納期限のうち最初の納期限の十日前までに、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに通知しなければならない。 2(略)
地方税法施行規則 (昭和29年総理府令第23号)	(市町村と年金保険者との間における通知の方法) 第九条の八 厚生労働大臣は、法第三百二十一条の七の三(中略)の規定により市町村に通知をする場合(中略)には、公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する事務の円滑な実施に資すると認められる法人として総務大臣が指定したもの(以下この条において「指定法人」という。)を通じて行うものとする。 4 法第三百二十一条の七の三に規定する総務省令で定める事項は、 老齢等年金給付の支払を受けている者の個人番号とする。	(市町村の特別徴収の通知) 第九条の六 法第三百二十一条の七の五第一項(中略)に規定する総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。 一(略) 二 年金保険者 前号に掲げる事項のほか、当該特別徴収対象年金所得者の性別、生年月日及び 個人番号 並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額



【ポイント】

日本年金機構は、地方税法上、住民税特別徴収の事務において、マイナンバーにより年金額等の情報を通知する必要がある。

【イメージ図】



マイナンバー法等の法令と機構のマイナンバー利用等との関係



マイナンバー制度のシステムを利用した情報連携

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。
(略)

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「**情報照会者**」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「**情報提供者**」という。）**に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。**

(以下略)

(特定個人情報の提供)

第二十二条 **情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。**

2 (略)

生活保護の事務において、自治体が年金機構に対して、年金給付関係情報を照会

別表第二（※関連箇所の一部を抜粋）

二十六 都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構、共済組合等又は農林漁業団体職員共済組合	年金給付関係情報又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金若しくは年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であつて主務省令で定めるもの
四十八 厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの

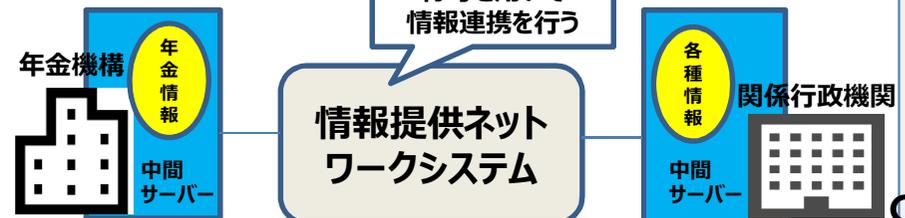
法律上事務を委託されている年金機構も含まれる。

国民年金の事務において、年金機構が自治体に対して、住民票情報等を照会

【ポイント】

日本年金機構は、マイナンバー法上、マイナンバー制度における情報連携の「**情報提供者**」・「**情報照会者**」の両方に位置づけられている。
(※附則の規定により開始時期は「未定」)

【イメージ図】





マイナンバー利用・情報連携の停止

■ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

附 則

（日本年金機構に係る経過措置）

第三条の二 **日本年金機構は、第九条第一項の規定にかかわらず、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年五月三十一日までの間において政令で定める日までの間においては、個人番号を利用して別表第一の下欄に掲げる事務（※1）の処理を行うことができない。**



行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第三条の二の政令で定める日を定める政令（平成28年政令第347号）により、上記の「政令で定める日」は、平成28年11月12日と規定されている。

【ポイント】

日本年金機構は、平成28年11月12日までの間、マイナンバーを利用して業務を行うことを停止されていたが、現在では認められている。

利用範囲はマイナンバー法別表等に定められている。

2 **日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者（※2）並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。**



平成29年5月現在において政令は公布されておらず、日本年金機構が「マイナンバー制度における情報連携」を実施することができるようになる時期は未定。

【ポイント】

日本年金機構は、マイナンバー制度における情報連携を行うことは、現時点で認められていない。

（※1）マイナンバー法別表第一では個人番号を利用する者や事務が規定されている。

■ マイナンバー法別表第一（抄）

二十四 厚生労働大臣又は共済組合等（日本私立学校振興・共済事業団、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会をいう。以下同じ。）

厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

三十一 厚生労働大臣

マイナンバー法上、『法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者を含む』とされており、年金機構もマイナンバー利用の対象。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であつて主務省令で定めるもの

（※2）

マイナンバー法別表第二では、マイナンバー制度における情報連携（情報提供ネットワークシステム上で、特定個人情報のやりとりを行うこと）を行う者や事務が規定されている。

具体的には、同表の第一欄に「情報照会者」が、第二欄に「対象事務」が、第三欄に「情報提供者」が、第四欄に「提供する情報」が、それぞれ列挙されている。

【参考】

マイナンバーの利用による
年金関係手続の利便性向上
のイメージ

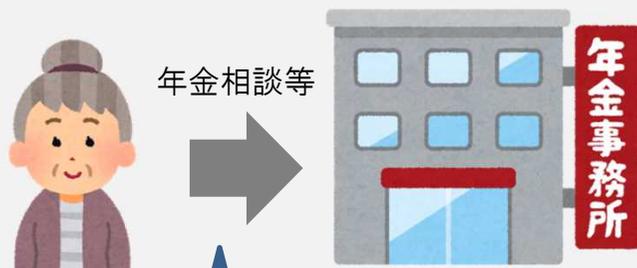


マイナンバーによる年金相談・照会

◆マイナンバーによって年金相談・照会を行うことができます。

※ 年金事務所等での年金に関する相談や、年金記録に関する照会(年金相談・照会)には、これまでは原則として「基礎年金番号」が分かる書類(年金手帳など)が必要でしたが、平成29年1月以降、マイナンバーカードがあれば年金相談・照会が可能です。

[これまで]

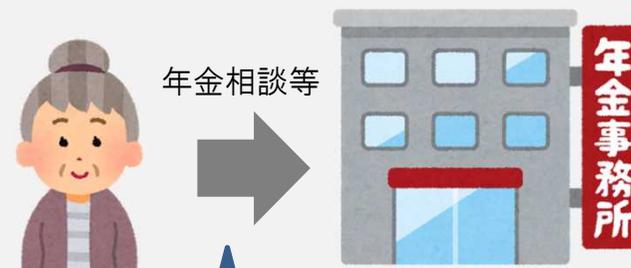


必要な書類

- ・年金手帳など(基礎年金番号が分かる書類)
- ・運転免許証など(本人確認書類)



[マイナンバー利用開始後]



必要な書類

マイナンバーカードがあれば相談・照会が可能



※マイナンバー法に基づく本人確認が必要です。

※引き続き、基礎年金番号による年金相談も行えます。

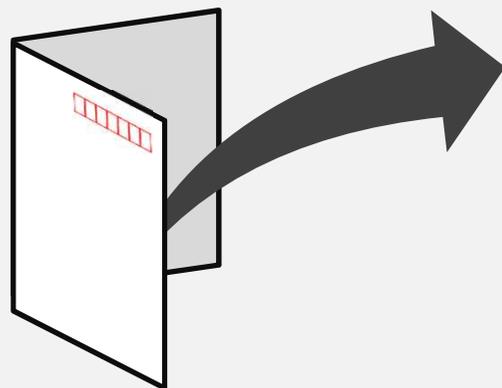


現況届等の省略

◆一度マイナンバーを記載した現況届を提出いただくと、 その後は、年1回の現況届や、住所変更届などの提出が不要になります。

- ※ 現況届は、引き続き受給権を有することの確認のため、年金受給権者の皆さまから年1回ご提出いただいている書類です。
- ※ 平成29年1月から順次、年金受給権者現況届・年金請求書に個人番号(マイナンバー)記入欄が設けられています。

[現況届・年金請求書]



個人番号記入欄										



現況届

住所変更届

死亡届

提出が不要

※旧様式の住民票コード記入欄が、マイナンバー記入欄に変わります。

※過去に住民票コードを届け出てくださいました方は、引き続き、現況届などの提出は不要です。

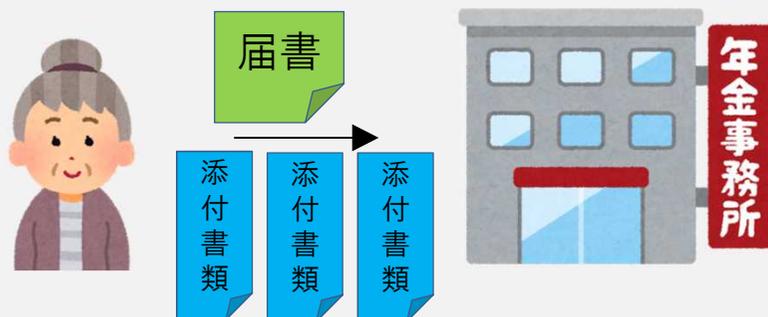


今後の予定

- ◆年金の各種届書に、マイナンバー記入欄が設けられます。(平成30年3月予定)
- ◆届書にマイナンバーを記入していただくことで、届出・申請の際に必要な添付書類を省略できるようになり、手続きが簡単になります。

※ 日本年金機構と他機関との間のマイナンバーによる情報連携が開始した後に実施する予定です。
(時期は未定のため、情報連携の実施時期が近づきましたら改めてお知らせします。)

[これまで]

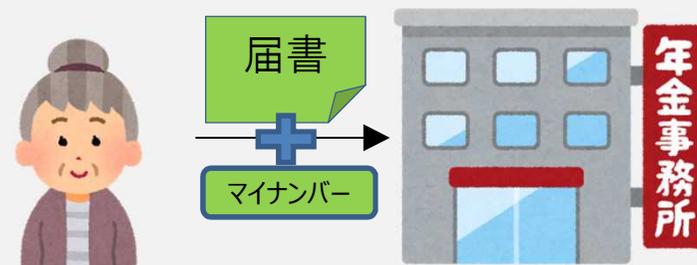


必要な添付書類

住民票、所得証明書、雇用保険被保険者証・・・など（届書の内容に応じて様々）

※提出する方がご自身で各機関から入手し、必要な書類を準備する必要あり

[情報連携開始後]



必要な添付書類

なし

(マイナンバーを利用して、日本年金機構が他機関から必要な情報を入手)

(参考) ・【裁定請求での所得証明の添付省略】裁定請求:約150万件/年(老齢年金の新規裁定者)
・【保険料免除申請での所得証明の添付省略】国民年金保険料の免除申請:約550万件/年